

○経済産業省告示第二百七十八号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月七日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

第一号3中「第八項」を「第七項」に改める。

第二号2中「第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものの設計、製造若しくは使用に係る技術のうち、」を削る。